

**議 事 日 程**

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 行政報告
- 日程第3 議案第40号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第4 議案第41号 市道路線の認定について（その2）
- 日程第5 議案第42号 市道路線の認定について（その3）
- 日程第6 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願
- 日程第7 議案第39号 平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第45号 瑞穂市監査委員の選任について
- 日程第9 発議第3号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書
- 日程第10 発議第4号 雇用の安定を求める意見書
- 日程第11 発議第5号 環太平洋戦略的経済連携協定の交渉状況に関する情報開示を求める意見書
- 日程第12 発議第6号 安全保障法制の慎重審議を求める意見書
- 日程第13 議員派遣について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第15 もとす広域連合議会議員の選挙

**○本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

**○本日の会議に出席した議員**

1番	森 治 久	2番	堀 武
3番	くまがいさちこ	4番	西 岡 一 成
5番	若 園 正 博	6番	庄 田 昭 人
7番	広 瀬 武 雄	8番	松 野 藤 四 郎
9番	広 瀬 捨 男	10番	古 川 貴 敏
11番	河 村 孝 弘	12番	清 水 治
13番	若 井 千 尋	14番	若 園 五 朗
15番	広 瀬 時 男	16番	小 川 勝 範
17番	星 川 睦 枝	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	教 育 長	横 山 博 信
企 画 部 長	森 和 之	総 務 部 長	早 瀬 俊 一
市 民 部 長	伊 藤 弘 美	巢 南 庁 舎 管 理 部 長	田 宮 康 弘
福 祉 部 長	広 瀬 充 利	都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和
調 整 監	渡 辺 勇 人	環 境 水 道 部 長	梶 浦 要
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 事 務 局 長	西 村 陽 子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 岩 清 孝	書 記	今 木 浩 靖
書 記	島 田 将 志		

## 開議の宣告

○議長（小川勝範君） では、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

## 日程第1 諸般の報告

○議長（小川勝範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

7件報告します。

報告につきましては、大岩事務局長から報告させます。

○議会事務局長（大岩清孝君） 失礼いたします。

議長にかわりまして、2件報告いたします。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定によりまして、監査委員から受けております。

検査は、平成27年5月分が実施されました。いずれも現金・預金等の出納保管状況は、関係諸帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りがないと認められたとの報告でした。その他の項目についてはお手元に配付のとおりでございます。

2件目は、市議会議長会関係の報告です。

去る6月17日に、第91回全国市議会議長会定期総会が東京の日比谷公会堂で開催されました。総会は、まず開会式が行われ、来賓からの祝辞をいただいた後、続いて表彰式と会議に入りました。表彰式では、議員15年以上の表彰といたしまして、小川勝範議長に表彰状が贈呈されました。また、議員10年以上の表彰として、広瀬時男議員に表彰状が贈呈されておりますので、後ほど伝達を行いたいと思います。

そのほか、昨年度全国市議会議長会の産業経済委員会の委員として御尽力された星川睦枝議員、若園五朗議員に感謝状が贈呈されておりますので、あわせて伝達を行いたいと思います。

会議では、会務報告の後、平成25年度の各会計決算、平成27年度の各会計予算、会長及び各部会から提出されました29議案が審議され、いずれも可決または認定されました。

役員改選では、東海支部の部会長に四日市市が、岐阜県の役員といたしまして、理事に岐阜市、評議員に大垣市、可児市、山県市と飛騨市が選任されました。以上でございます。

○議長（小川勝範君） ありがとうございます。

以上、報告2件の資料は事務局に保管してございますので、ごらんいただければ結構かと思っております。

3件目は、お手元に配付しましたとおり、本日7月2日、議会運営委員長から本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

4件目は、お手元に配付しましたとおり、6月23日、若井千尋君から発議第3号認知症への取り組みの充実強化に関する意見書を受理いたしました。

5件目は、お手元に配付しましたとおり、本日7月2日、松野藤四郎君から発議第4号雇用の安定を求める意見書を受理いたしました。

6件目は、お手元に配付しましたとおり、本日7月2日、広瀬捨男君から発議第5号環太平洋戦略的経済連携協定の交渉状況に関する情報開示を求める意見書を受理いたしました。

7件目は、お手元に配付しましたとおり、本日7月2日、広瀬捨男君から発議第6号安全保障法制の慎重審議を求める意見書を受理いたしました。

これらについては、後ほど議題といたします。

それでは、先ほど報告いたしました全国市議会議長会の定期総会及び東海議会議長会の定期総会において、広瀬時男君と、私、小川勝範に表彰状授与式を行います。

また、全国市議会議長会の産業経済委員として尽力されました星川睦枝君、若園五朗君にも感謝状の贈呈をいたします。

ただいまから表彰状と感謝状の伝達式を行います。

広瀬時男君、星川睦枝君、若園五朗君、登壇していただくようお願いをいたします。

〔議長 小川勝範君 登壇〕

〔副議長 広瀬武雄君 登壇〕

〔15番 広瀬時男君 登壇〕

〔17番 星川睦枝君 登壇〕

〔14番 若園五朗君 登壇〕

○副議長（広瀬武雄君） 表彰状、瑞穂市、小川勝範殿。

あなたは、市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第91回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成27年6月17日、全国市議会議長会会長 岡下勝彦代読。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

〔議長 小川勝範君 降壇〕

〔副議長 広瀬武雄君 降壇〕

○議長（小川勝範君） 表彰状、瑞穂市、広瀬時男殿。

あなたは、市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第91回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成27年6月17日、全国市議会議長会会長 岡下勝彦代読。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

〔15番 広瀬時男君 降壇〕

○議長（小川勝範君） 感謝状、瑞穂市、星川睦枝殿。

あなたは、全国市議会議長会産業経済委員会委員として、会議運営の重責に当たられ本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第91回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。平成27年6月17日、全国市議会議長会会長 岡下勝彦代読。おめでとうございます。

〔感謝状伝達〕（拍手）

〔17番 星川睦枝君 降壇〕

○議長（小川勝範君） 感謝状、瑞穂市、若園五朗殿。

以下同文でございますので、省略させていただきます。おめでとうございます。

〔感謝状伝達〕（拍手）

〔14番 若園五朗君 降壇〕

○議長（小川勝範君） 表彰されました方、大変おめでとうございます。これからも瑞穂市の繁栄のために、ぜひ御協力をいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 行政報告

○議長（小川勝範君） 日程第2、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 皆様、おはようございます。

まずは、今、表彰を受けられました議員の方々、まことにおめでとうございます。また、今後もよろしくお願いいたします。

それでは、1件の専決処分について報告させていただきます。

報告第5号専決処分の報告について（物損事故）であります。

平成27年3月4日に野田新田地内の市道で発生した車両損壊事故について、当事者と和解し、損害賠償額を定めることにつき、専決処分したものであります。

以上、専決処分の報告をさせていただきました。

○議長（小川勝範君） これで行政報告は終わりました。

---

## 日程第3 議案第40号から日程第5 議案第42号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第3、議案第40号市道路線の認定について（その1）から日程第5、議案第42号市道路線の認定について（その3）までを一括議題といたします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長から報告を求めます。

産業建設委員長 清水治君。

○産業建設委員長（清水 治君） 皆様、おはようございます。

議席番号12番 清水治です。

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま一括議題となりました3議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

産業建設委員会は、6月24日午前9時30分から菓南庁舎3の2会議室で開会をいたしました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案の番号順に要点を絞って報告をいたします。

初めに、議案第40号市道路線の認定について（その1）、次に議案第41号市道路線の認定について（その2）をそれぞれ補足説明を受けて審査をいたしました。

これらについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第42号市道路線の認定について（その3）を審査いたしました。

執行部から、資料に基づき認定路線についての補足説明があった後、質疑に入り、委員から、別府字花塚一ノ町の路線番号3-1147について、現況幅員1.8メートルであるが、今後どのように整備する計画なのかとの質疑に対して、この路線については、道路整備計画審議会で決めている幅員6メートルの標準型で整備する計画であるとの答弁がありました。

また、現状から考えると、この路線は6メートルで整備する必要があるのか、広過ぎるのではないか、幅員を広くすれば用地買収費用なども高くなる、4メートルで整備する考えはないのかとの質疑に対し、最低4メートルの幅員があれば建物を建てることができるが、市としては新設する道路は原則幅員6メートルで整備したいと考えている。この路線の地元の要望は6メートルであるが、仮に4メートルで整備するとなると、今後地元との調整が必要になるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、市道認定の基準について、今回は現況1.5メートルと1.8メートルの幅員で、瑞穂市市道の認定に関する基準の第3条第5号の規定の3つの要件を満たしているため市道認定議案として出てきているが、今後同様の事例が出た場合は、条文に記載の3つの要件を満たしていれば全て認めるということによいかとの質疑に対し、今後も現地の状況を確認して、瑞穂市市道の認定に関する基準の1号から6号のいずれに該当するのか仕分けして認定をしたい。幅員4メートル未満の道路や赤道など、市道認定していない道路が出てきた場合でも、その路線についての整備計画を立て、その要件を満たした上で議会に提案したいとの答弁

がありました。

さらに、他の委員からは、市道認定と道路の幅員は分けて考えなければならない。まずは、現状で市道路線の認定をすることが必要であり、市道認定された後にその幅員をどうするのかについて大いに議論をする必要があると考えているとの意見や、執行部からも、市道認定をしていただいた後に道路の幅員や整備計画について、引き続き議会の皆さんにも報告しつつ進めたいとの発言がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成27年7月2日、産業建設委員会委員長 清水治。

○議長（小川勝範君） これより議案第40号市道路線の認定について（その1）の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をする前に、皆さん方をお願いをいたします。

起立採決とあわせて採決システムも使用し、反対・賛成のボタンがありますので、必ず自分の意思をそこで押してください。

これから議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第41号市道路線の認定について（その2）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第42号市道路線の認定について（その3）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 請願第1号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第6、請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願を議題といたします。

これについては、文教厚生委員会に付託されておりますので、委員長からの報告を求めます。

文教厚生委員長 庄田昭人君。

○文教厚生委員長（庄田昭人君） おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。

議席番号6番 庄田昭人。

平成27年第2回定例会文教厚生委員会委員長報告。

請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願についてを報告させていただきます。

ただいま議題となりました請願第1号につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について御報告いたします。

文教厚生委員会は、6月25日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求め、また本請願の紹介議員であります西岡議員、くまがい議員にも出席を求め、両議員より請願についての説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、要点を絞って報告いたします。

まず、西岡議員より請願の要旨として、地域経済の担い手である中小企業の経営を支えている家族従業者の働き分（自家労賃）は、所得税法第56条により必要経費として認められていない。事業主の所得から控除される家族従業者の働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされているため、社会保障や行政手続の面で弊害を生じている。青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第57条による差別も問題である。国際的には、家族従業者の働き分は必要経費に認められていることが多い。一番の問題は、家族従業者の労働が労働の対価として認められていないことであり、家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止するよう国に意見書の提出を求めるものであるとの説明を受けました。

その後、質疑に入り、白色申告でなく青色申告にすれば解決できることではないのかとの質疑に対し、問題なのは家族従業者の労働が労働の対価として認められていないことである。認めてほしいなら青色申告をすればいいという話ではないとの答弁がありました。

また、56条を廃止してどうなるべきと考えるのかとの質疑に対して、第56条、57条の特例自体を見直すことが必要であり、世帯単位でなく個人単位の課税を原則とするべきであるとの答弁がありました。

また、随分前から同様の請願が各地でなされているが、これまで状況が変わっていない現状をどう考えるのかとの質疑に対しては、国は青色申告をと言う前に、家族従業者の働き分が必要経費として認められていない現状をどう考え、どのようになくしていくかということをまずやってもらいたいと考えているとの答弁がありました。

また、第56条が家族従業者の働き分を必要経費として認めていないことが問題であるということとはよく理解できるとの意見に対して、家族経営において、家事も仕事も担う女性にとって、第56条は女性に不利益を与えているのではないかと国連の女性差別撤廃委員からも異議が出されており、女性の労働を正当に評価するためにも廃止するべきであるとの補足説明がありました。

その後、討論に入り、反対討論として、第56条のみを廃止しても、第57条が残れば請願の趣旨との整合性がとれないので反対であるや、国の法律であるので国に判断を委ねたいため意見書の提出については反対であるとの意見がありました。

ほかに、家族従業者の働き分を必要経費として認めない点については理解できるが、さらに審査の必要があるとして継続審査を求める意見がありました。

その後、採決に入り、本請願を不採択とする委員が3名、継続とする委員が2名となったため、委員長は不採択とすることに決定をいたしました。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。平成27年7月2日、文教厚生委員会委員長 庄田昭人。

○議長（小川勝範君） これより、請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） おはようございます。

議席番号3番 くまがいさちこです。

私は、請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願、求めるというよりは、求めて意見書を提出する請願というものですが、これについての賛成討論を行います。

発言の細かいことは、この委員長報告に書かれております。私は、ここで項目をきちんと整理して、委員会並びに委員会を傍聴なさらなかった方にも御理解いただいて賛成を得たいと思いますので、そういう意味で発言を求めました。

まず、請願の紹介議員になってくれと言われたわけですが、請願者は、多くの議員の皆様を紹介議員になってもらいたいというふうをお願いしたと伺っております。結果、2名だけ

でしたので2名で行いました。

これを随分勉強しました。賛成して、力を入れて皆様にも訴えたいと思った点は3点ございます。

1点目ですが、課税制度というのは、歴史的に世帯課税ですね。これは家制度がありましたので、それから世帯課税であったもの、明治時代につくられております。戦後は、家制度の廃止により個人課税になってきた、これが土台でございます。

戦後、この個人課税にするときに、家族従業員に、家族経営の形態をとる商売の場合は、家族従業員に関して特例を設けたわけです。これが所得税法第56条と57条です。今回は、56条をとにかく廃止してほしいという意見書を出してほしいという請願でございました。

56条の内容については、今の委員長報告に書いてございます。上限、配偶者といっても妻ですね、これが86万。そして子供、長男とか長女とか、そういう場合は50万しか認められていないというものです。ですから、1に関していえば、世帯課税から個人課税になっている。これは近代は個人主義、全てのもは、子供でもそうですね、赤ちゃんでもそうですが、個人として尊重される、この思想のもとに世界は発展といたらいいでしょうか、どの人も尊重されると、人権が認められるという点で税制制度も変わってきたと。これが基本なのに、この56条はそれが無視されているという点で、まずぜひともこれは請願の紹介議員として、皆さんの賛成を得たいと思う点でございます。

2点目ですが、個人として認めない、家族単位でやっちゃっているという特例ですが、この中でも、特に女性差別が顕著であるという点です。これは中にも書いてありますが、国連から女性差別ではないかと言われております。日本は、世界の男女平等度、女性差別をしていないというランキングで、昨年、国連からの発表の中で世界142カ国中、日本は100番にも入っておりません。世界は、家族経営の場合、個人として認めるという流れになっております。個人として認める、または夫婦全く対等で、収入を半分に割って掛ける2に課税するというような、女性だけが、子供だけが不当に差別されるということはなくなっております。

3つ目の観点ですが、実際問題として困ること、細かいことがここにもちょっと書いてあったと思いますが、専業主婦でも103万円までは控除が認められますね。それがこの法律によると、女性、妻の場合は86万、子供だと50万しか認められない、年間ですよ。こういう事態です。それから、交通事故の場合に、主婦だと日額保障が5,700円なのに、妻、家族従業員だと日額が半額以下の2,300円しかもらえなかった、最近のことです。

こういうふうに3点、個人課税になっていることに特例としてこのようにしているということ、それから女性差別、女性を個人として認めていない、それから3番目に、細かいことですけど、実際問題として非常に困ることが起きていると、この3点からぜひ御賛成をいただきたいと思います。

最後に、総括的に申し上げますが、この請願を出された方は、岐阜市、本巣市、瑞穂市、北方町、あと中津川だったと思いますが、5市町に出されて、まめに委員会も本会議も傍聴に行かれています。その日のうちに御本人からも、それから周りの方から聞こえてきた言葉は、請願者から、瑞穂市議会の委員会にはびっくりしたと。あんなにしっかり議論してもらえるところは珍しいとお褒めの言葉をいただきました。これにはこちらが感動をしましたが、そういうことですので、ぜひ瑞穂市議会といたしましては会派にかかわらず、党派にかかわらず、与党にかかわらず、与党であるからちょっと賛成しかねるという発言もここに書いてありますね。ぜひ個人としての判断をして賛成をいただきますように御期待申し上げて、賛成討論とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（小川勝範君） 次に、本件に反対者の発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井でございます。

今、この所得税法第56条の廃止を求める請願ということに対しまして、私は委員長から報告がございましたように、文教厚生委員会に付託をされました。付託されたことによって、くまがい議員からお話がありましたように、この請願のことに対して賛同していただきたいということで、わざわざ私どものうちまで来ていただいたことに関しては本当に感謝を申し上げます。そういうことによって、このことを勉強させていただいたということを前もってつけ加えさせていただきまして、ただ、文教厚生委員会に所属しておりまして、このことに対しまして審査をした結果、反対という立場をとらせていただきましたので、その内容を話させていただきますと思います。

まず、この問題では、今、本当に国によって長いこと審議されておるということは皆様も御承知のことだと思います。その中で、私も自分なりに勉強させていただいて、そのことで話をさせていただくわけでございますが、ネット上の多くの論文であるとか、また税法にたけておられる方の御意見なんかも参考にさせていただき、所得税法56条を考えると、今くまがい議員の話もありましたけど、1887年、明治20年、所得300円以上が課税対象となる名誉税とも称された所得税法が施行され、昭和24年のシャープ勧告により世帯単位での合算課税から個人単位課税方式に移行され、恣意的な税負担の軽減を防ぐことを目的として第56条が施行されました。これは56条の成り立ちでございます。

現代社会において、第56条だけを考えるときに、正当な労働に対する対価、給料でございますけれども、この経費算入が認められていないという点については法の不備を感じます。

ただし、労働対価のみを考えると、所得税法57条、青色申告制度により事業所得の計算上、必要経費に算入が認められており、所得税法57条を用いることにより解消できると考えます。

多くの論調がこのことに対して、同意見がたくさん見られました。所得税法57条の適用を受けるためには青色申告承認申請の提出が必要であり、記帳の義務化がされていますが、事業を行う以上は記帳は当然であると考えます。記帳は事業主の立場から考えると、各帳簿が税務調査の際に必要とか、提示しなければならないものと考えがちですが、自分自身の事業の裏づけとして必要不可欠なものであると考えます。

また、女性の自立、社会進出により、以前とは違い、事業の主体となっておられる方も多く見受けられ、単に女性に不利益を与えるというのは言いがかりと考えます。

結論的に、所得税法57条にてほぼ空文化されたと言われる、単に白色申告を選択されている事業者の生計を一にして、親族に対して支払われる労働対価の損金不算入の違法性のみで第56条の廃止を求めるのではなく、1つには記帳制度の普及推進を目的として数々の特典を設けている青色申告制度存続の必要性の有無、個人の事業所得に対する課税方法に多くの問題提起をされており、56条と57条の整合性を初めとしてを広く議論されていくべきだと考えます。

また、我が国の申告は自主申告制度であり、申告される側にも申告の根拠となる帳簿類の整理を初め申告制度の正しい理解と雇用の導入が必要と考えます。よって、所得税法第56条の廃止を求める請願には反対という立場で討論させていただきます。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 次に、本案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、若井議員から反対の討論がありましたけれども、私は今回の請願、そして意見書を出してほしいと、こういう意見を伺いまして、ああ、長いこと放置をしておったというか、問題意識が弱かったなあと本当に申しわけないことをしたと、そういう思いでいっぱいでした。今、反対討論をされましたけれども、青色があるからそれをやればいいんじゃないか、そういう議論じゃないと思うんですね。一番大事なことは、家族従業者が1日8時間働いても、それが労働対価として認められない。合算して事業主の所得として考えられている、こういう考え自体をどう考えたらいいのか。先ほど、シャープ勧告のことも言われましたね。確かに明治20年の世帯単位から、シャープ勧告によって個人単位の課税方式に変わっている。

けれども、それはもちろんそうなんです、根本的には、日本国憲法との関係もあると思うんですね。

憲法第14条はどう規定をしているか。

これは法のもとの平等ですよ。男性も女性も、子供も、それからおじいさんも、障害者も差別されない、そういう規定があります。その前段の13条についていえば幸福追求権、こういうものも規定をされております。24条においては、両性の本質的な平等、こういう規定もありま

す。25条は生存権が規定をされております。29条は財産権です。そういう憲法の基本原理の中で税制を考えていったときに、若井議員の反論もありましたけれども、確かに56条、57条の整合について検討をしていかなければならない、その課題があると思うんですよ、それはわかっております。

けれども、国税当局、あるいは国家が別に白をやらんでも、青でもっと複式簿記をつけたりすれば、専従者控除についてももっともらえるじゃないかと。65万でできる、青色申告するだけで10万の控除ができる。それをやればいいじゃないかという誘い水はおかしいと思うんですよ、私はね。根本的には、とにかく家族従事者の労働を労働としてまずもって認める、このことが全ての出発点でなければならない。そのことを置いておいて青色申告云々かんぬんというのは、いささか議論が逆さまになっているんじゃないかと、こういうふうに思います。地域創生だとか、あるいは地域の活性化、いろいろ言われますけれども、本当に地域の中で、我々の周りを見れば、家族で一生懸命朝から晩まで頑張っておられる、そういう人たちがいる。

ところが、自分の労働が労働じゃない、国民健康保険で傷病手当や休業手当も出ない、保育園に子供を入れようとしても、給与証明もとれない、こういうふうなことが同じ法のもとの平等という日本国憲法のもとであっていいのかというふうに私は思いました。

ですから、ぜひ細かいいろいろな問題、細かいことじゃないかもわかりませんが、ありますけれども、まず大もとのところをどうするかということですね。ですから、日本の税理士会の中でも半分以上が56条をなくしなさい、それから女性の税理士連盟についても56条を廃止しなさいというふうなことがもう既にずっと前から、税のプロの中からも言われている。そういう家族従事者の皆さんは我々の周りに毎日同じように地域で生活をされている。そのことをやはり考えたときに、ぜひ私たちの力で少しでも協力できることがあれば、ぜひしていただければ幸いであるというふうに思いました。ぜひ御協力をお願い申し上げて、私の意見にかえさえていただきたいと思います。

○議長（小川勝範君） 次に、本案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 5番 若園正博君。

○5番（若園正博君） 議席番号5番 若園正博。

所得税法第56条の規定は、租税回避防止の観点から設けられたものとして理解しております。同法第57条において、事業に専従する親族に対する報酬に限っては、要件を満たした場合に必要な経費の算入を認めている。男女雇用参画などの観点から鑑みれば、同規定の見直しを検討していく必要を否定することはできないが、第56条の目的と第57条の関係を踏まえ、慎重な検討が必要であると思ひ、廃止を求める請願には賛成できない。

さらに、2012年2月10日には、藤田財務副大臣は、実証は把握している、具体的に56条をど

う対応していくかを省内で検討する、このことを明らかにしていることもあり、地方の議論をするところは差し控えたほうがよいと思ったから不採択として考えます。

以上が私の反対討論とさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 森君。

今、コンピューターが集票の段階に入りましたので、マイクが使えなくなりました。一度集票をとめ、マイクを使えるようにしますので、そこで発言していただきます。そこで結構です。

○1番（森 治久君） 失礼いたしました。

私、文教厚生委員会のほうに属しております、こちらの審議のほうをさせていただいた中で、先ほども委員長報告がございましたとおり、私も初め白色申告ではなく青色申告にすれば解決できるものではないかという意見、御質問をさせていただき、いろんな答弁をいただく中で、やはり今の社会通念上、家族従業者の働き分を必要経費として認めない点においては、このような56条がいまだに存続をしているということは問題があるのではないかと考えます。

先ほど来、賛成意見、または反対意見の中で、国においても慎重なる審議を現在も長い時間をかけてされておる最中がございます。国の動向をしっかりと、56条のみならず57条も含めて、特例も含めて審議をしっかりとさせていただく中で、私はこちらの請願を賛成・反対の結論を地方においては出すべきではないと考え、継続審査を求めたわけでございます。

よって、こちらの請願においては私の賛成・反対の賛否の意思をとらず、継続ということで退席をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔1番 森治久君 退場〕

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 私も、文教厚生委員会でございます。

ただいま森議員がおっしゃられたような内容でございますから、私も賛否には加わらないということで退席します。

〔8番 松野藤四郎君 退場〕

○議長（小川勝範君） これから請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択です。したがって、原案について採決いたします。原案

に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立少数です。したがって、請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願は不採択と決定しました。

2名、入場してください。

〔1番 森治久君・8番 松野藤四郎君 入場・着席〕

---

#### 日程第7 議案第39号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第7、議案第39号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 改めて、皆さん、おはようございます。

議席番号14番 若園五朗です。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、総務委員会の会議内容を説明します。

ただいま議題となりました1議案につきまして、会議規則第39条の規定によりまして、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、6月26日の午前9時30分から穂積庁舎議員会議室において開催いたしました。全委員が出席いたしまして、執行部からは市長、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計補正予算のため、当委員会所管外の教育長、各部長、教育次長、調整監にも出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案について要点を絞って報告いたします。

付託された案件は1件で、議案第39号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について審査いたしました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をした結果、意見はありませんでした。

執行部から補正予算書によりまして本案に対する補足説明を受けた後、各委員から質疑、意見が発言されましたので、要約して報告いたします。

補正予算書には業務委託料といたしましてマイナンバー制度のシステム改修費が計上されている。マイナンバー制度について国が導入を進めているが、これからの国等のスケジュールはとの質問に対し、本年10月に全国民に個人番号の通知、来年1月から個人番号カードの交付が始まるとの説明がございました。

また、国のマイナンバー制度により番号利用が始まるが、その利用先はとの質疑に対し、国

から示された資料では、税分野、社会保障分野、災害対策分野に利用するとの説明でありました。

また、この制度は国民にはなじまないのではないかと。日本年金機構における年金情報流出事件が発生し、マイナンバー制度運用開始により個人情報流出する懸念があるとの質疑があり、年金機構の場合、基幹業務のコンピューターデータを職員個人が事務処理で使用するパソコンで取り扱ったことによることで、コンピューターウイルスに感染したパソコンからデータ流出事故につながったと聞いている。瑞穂市の場合、基幹業務のコンピューターと職員業務処理用のパソコンとは完全に切り離し、万が一コンピューターウイルスに感染した場合でも、そのようなことはないと考えられる。機械的に対応できるものは費用をかけてでも対応する。また、職員に対しても、データの取り扱いについては十分な研修を行うとの答弁がございました。

また、マイナンバー法案の廃止、または延期について、国へ申し入れる手段は議会において意見書提出の方法があるが、ほかの手段はあるかの問いに対しまして、全国市長会からの要望も考えられる。全国市長会において同様の意見も出ていた。引き続き、全国市長会の中でまとめられると思うと発言がありました。マイナンバー制度について、議員への勉強会を開催してほしい旨の発言もありました。

続きまして、土木工事予算について、箇所選定の理由について質疑がありまして、執行部から、地元区長さんの要望、家屋の密集度、重要度を観点に選定している。道路を拡幅する場合は、用地確保されたものから予算を計上、維持修繕箇所については、地元からの苦情要望などを加味し、順次修繕しているとの答弁がありました。

また、防災無線移設の予算について執行部から説明がありましたが、移設基準があるのかの質疑に、消火栓設置基準に準じて運用しているとの答弁がありました。

また、瑞穂市防災行政無線通信施設条例に移設が伴う場合の条項を加えることへの考えに対し、執行部からは検討する旨の答弁がありました。昨年設置した防災無線が翌年には移設しなければならないこととなったが、このようなことが今後起こらないためにも、市としては考えはあるのかの質疑に対し、防災無線設置に対し、事前に地元自治会長以外にもその近隣自治会、付近の自治会員、隣接地権者への説明を回覧や直接説明する等、工事着手前、施工中など十分に行うとの答弁がございました。

その後、討論に入りまして、反対討論として、補正予算（第2号）はマイナンバー制度の予算があり、マイナンバー制度の費用対効果に疑問、93項目の個人情報の集約について、プライバシーの侵害、システム障害、サイバー攻撃、人的な漏えいなど、情報流出の危惧、マイナンバー制度導入先進国の制度見直し、廃止が始まっている。国が国民の情報を丸裸にする行為であるためとの反対討論がございました。

賛成討論はありませんでした。

その後、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。平成27年7月2日、総務委員会委員長 若園五朗。

○議長（小川勝範君） これより、議案第39号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこでございます。

私は、議案第39号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）に反対の立場で討論をいたします。反対するんだったら修正をかけるという方法もございますが、事務局の煩雑さも考え反対とさせていただきます。

論点を絞って反対理由を申し上げます。

1つ目、費用対効果が大変疑問であるということです。これは、巨大なインターネットのITのシステムですから、IT企業にとっては非常においしい話でして、またつながっているのかなとかと思えるんですけど、最初の初期投資が約3,000億円。ネットの情報によると3,000から4,000億円と書いてあります、年間維持費が300億以上と。だから、初年度だけで最低3,000億円はかかるだろうと。

ところが、実際に利用されるかというのを考えますと、住基ネットが現在、全国の利用度が5%だそうです。瑞穂市は3%だそうです。

しかし、住基ネットなどは利用するかしないかの問題ですけれども、このマイナンバー制度というのは、もうネットの利用をするかしないかは別として、全ての国民にネット上でもうページがあるということになります、そこが違う。

2つ目の反対理由ですが、甚だしいプライバシー侵害です。ここの今の委員長報告にもございましたが、政府は社会保障の不正受給防止とか税の脱税防止とか災害対策と説明していますが、次から次へといろいろここへ入れ込んでいくと。通帳の出し入れから、ほかの資産から病歴から生命保険から家族構成まで93項目話が出ているということです。甚だしいプライバシー侵害だと思います。

3つ目に、これは必ず起きるだろうと思うんですが、情報流出ですね。どういうことで情報流出が起きると考えられるかといいますと、まずシステム障害がございます。原発でもあんな状態なんですから、コンピューターといったらもうシステム障害は、きのうの新幹線の事故もありましたが、思わぬところで起きる。それから、サイバー攻撃、不正アクセスですね。それから、人による持ち出しですね、担当者による持ち出し。人生どこでどのように魔が差すかわかりません。

以上を、費用対効果が疑問、プライバシー侵害、情報流出ということですが、外国ではどうなっているかというのをちょっと申し上げたいと思います。スウェーデンが世界でいち早く導入しました。これは、何と1947年、第2次世界大戦が終わってすぐです。

ところが、現在ではアメリカに次ぐ成り済まし犯罪者天国だそうです。番号は個人に1つしか、変更しませんから、もうその番号が盗まれたら成り済ましが可能であると。マスターキーによって個人のプロファイリングが容易で、現在では国家が個人の生活のいかなる場面にも入り込み追跡できる仕組みという、これは人間の尊厳の保障にならない、個人の幸福につながらないという議論が起きているそうです。

次にアメリカですが、アメリカの成り済まし犯罪被害者は、年間1,170万件、被害総額は1兆7,300億円。現在では、分野別に番号を導入したほうが良いという動きになっている。日本はそうですね。保険者番号とか、番号がみんな違いますね、現在。これでいいということですね。

それから、イギリスでは国家による国民個人の情報収集は人権侵害に当たるとして、現在廃止に向かって検討中であり、このカード制度が停止されているそうです。

日本で考えられているこのカードはICチップを埋め込む。ということは、具体的にちょっと私は想像力がないんですが、世界に類がない、もう集中する方式をとるそうです。ということで、総括的に反対を述べます。

政府の情報については、特定秘密保護法で保護し、国民イコール主権者の情報は丸裸にして思いのままに管理するという現在のやり方です。政治というのは、権力を持った側の男性用語、言語で全部説明されていると私は感じます。これを私の感覚でいえば、極めてセンシティブなプライベートゾーンは個人のものであり、守り、守られるべきだというのが私の結論のところでございます。ぜひこれに反対の御賛同をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

なお、11時5分から再開をいたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時04分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

#### 日程第8 議案第45号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第8、議案第45号瑞穂市監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、1件の追加提出議案について御説明させていただきます。

議案第45号瑞穂市監査委員の選任についてであります。

議会選出の監査委員に欠員が生じたため、新たに星川睦枝氏を委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、1件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小川勝範君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第45号は、委員会付託を省略することに決定をいたします。

これより日程第8、議案第45号瑞穂市監査委員の選任についての質疑を行います。

地方自治法第117条の規定により、星川睦枝君の退場を求めます。

[17番 星川睦枝君 退場]

○議長（小川勝範君） これより質疑をいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。

瑞穂市監査委員に、星川睦枝君を選任することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第45号は同意することに決定をいたしました。

星川睦枝君の入場を認めます。

〔17番 星川睦枝君 入場・着席〕

○議長（小川勝範君） 星川睦枝議員に選任の挨拶をお願いいたします。

星川睦枝君。

○17番（星川睦枝君） 17番 星川睦枝でございます。

ただいまは瑞穂市議会監査委員といたしまして選任いただきました。まだまだ未熟ではございますが、しっかりとこれから勉強もまだまだ行き届かないところも十分ありますが、勉強しながら皆さんに恥じないように頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

---

#### 日程第9 発議第3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第9、発議第3号認知症への取り組みの充実強化に関する意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。

ただいま小川議長より発言のお許しをいただきましたので、意見書を提出させていただきます。

清水治議員、庄田昭人議員に御賛同いただきまして、認知症への取り組みの充実強化に関する意見書、案でございますが、提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置づけるべきとの考えが確認されました。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目されています。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、認知症高齢者等に優しい地域づくりを目指すこととしました。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められるところでもあります。

よって、政府においては、下記の事項について適切な処置を講じられるよう強く要望します。

1. 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について具体的な計画を策定することを定めた認知症のひと家族を支えるための基本法、仮称でございますが、早期に制定すること。

2 番目、認知症に見られる不安、抑鬱、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。

3. 自治体などの取り組みについて、家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例を広く周知すること。

4. 認知症施策推進総合戦略の効果を見きわめるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

なお、提出先は安倍晋三内閣総理大臣、塩崎恭久厚生労働大臣でございます。地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出させていただきます。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略する

ことに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決いたします。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 発議第4号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第10、発議第4号雇用の安定を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議長さんの許可を得ましたので、発議第4号の意見書の説明をいたします。

この意見書については、発議者は私でございます。賛成者は、くまがい議員、同じく西岡議員、同じく広瀬捨男議員でございます。

この意見書の内容については、1ページに書いてあるように、働くことは生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり、自己実現を図るための重要な手段です。また、働くことは国民の権利であり、雇いを安定させることは、国の重大な責務です。しかし、政府は労働法制を改悪し、雇いを不安定化させようとしています。

政府は、2014年に2度にわたって廃案になった労働者派遣法改正案の成立を今の通常国会で強行しようとしています。同法案は、派遣労働者の待遇改善に結びつく実効性のある措置を盛り込まないまま、派遣労働者の受け入れ期間の制限を事実上撤廃するものです。正社員が減少し、不安定雇用で低賃金の派遣労働者が拡大することが危惧されます。

また、政府は残業代ゼロ法案（労働基準法改正案）によって、労働時間の基本的保護をなくし、過重な長時間労働を合法的に課す高度プロフェッショナル制度の導入、事実上の残業代ゼロで、長時間労働の原因となっている裁量労働制の拡大を目指しています。昨年の国会で全会一致で制定した過労死等防止対策推進法をほごにする過労死促進法と言っても過言ではありません。今目指すべきは、残業代をゼロにすることではなく、本人や家族のみならず社会にとっても大きな損失である過労死をゼロにすることです。

さらに、政府が目指す解雇の金銭解決制度が導入されれば、裁判で不当な解雇と判断され、労働者が職場復帰を希望しても職場に戻れなくなってしまいます。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、次の事項を強く要望いたします。

一つとして、生涯派遣で働かざるを得ない若者をふやす労働者派遣法の改正、過重な長時間労働と過労死を招く残業代ゼロの推進、お金さえ払えば不当解雇できる解雇の金銭解決制度の導入など、労働法制の改悪を行わず、雇用の安定を図ること。

一つとして、正社員と派遣労働者との待遇格差を是正するため、同一労働同一賃金を推進すること。

一つとして、過労死等防止対策推進法に基づき、過労死防止施策を総合的に推進すること。

一つ、労働時間の上限規制など、長時間労働是正のための実効性ある対策を導入すること。

提出先は、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣でございます。皆さんの慎重なる審議をいただきまして、御賛同願えればと思います。

○議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 発議第5号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第11、発議第5号環太平洋戦略的経済連携協定の交渉状況に関する情報開示を求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を9番 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） ただいま議長から発言のお許しを得ました議席番号9番 広瀬捨男。

環太平洋戦略的経済連携協定の交渉状況に関する情報開示を求める意見書を朗読により提案をさせていただきますので、よろしく願います。

環太平洋戦略的経済連携協定の交渉状況に関する情報開示を求める意見書。

現在、環太平洋戦略的経済連携協定（以下T P P協定）の交渉が山場を迎えています。同協定の発効は、国民生活及び国民経済に多大な影響を与えることから、交渉参加に当たっては、衆参農林水産委員会において、「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること」との決議がなされております。

しかし、交渉参加後相当期間が経過した現時点でも十分な情報開示がなされているとは言えません。交渉参加国でもある米国においては、国会議員に対し協定案の開示を行っているとともに、重大な影響を受ける利害関係者へも部分的に開示を行っております。このように、交渉参加国間で情報開示の程度に差があることは、妥結に向けた交渉を進めるに当たって、国益の確保に支障が出る可能性を否定できません。

よって、本議会は、このような憂慮すべき事態を打破し、T P P協定の与える影響について、国民各層を交えた議論を行うことができるよう、以下の施策が実施されるよう要望いたします。

記1. 政府は、衆参農林水産委員会決議にのっとり、T P P協定の交渉状況と妥結後の影響とその対策について、国民に広く情報を開示すること。

2. 政府は、衆参農林水産委員会決議にのっとり、T P P協定の交渉状況について、定期的に国会へ報告を行うこと。また、国会からの求めがあった場合は、速やかに資料の提出を行うとともに、説明を行うこと。

3. 政府は、地方議会など重大な影響を受ける利害関係者から求めがあった場合には、交渉

中のTPP協定条文案などの関連文書について、開示に努めること。

4. 国会は、上記1から3の取り組みを行うに当たって、TPP協定交渉参加各国の情報開示の状況に照らし、必要な秘密保全の仕組みを検討すること。

意見書の提出先は、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、外務大臣 岸田文雄殿、経済産業大臣 宮沢洋一殿、農林水産大臣 林芳正殿、内閣府特命担当大臣 甘利明殿。

以上、御審議の上、よろしくお願いをいたします。適切な判断をいただきまして、よろしくお願いいたします。

○議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 発議第6号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第12、発議第6号安全保障法制の慎重審議を求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を行います。

9番 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 議席番号9番 広瀬捨男でございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、発議第6号について、発議者は私、広瀬でございます。賛成者は、松野藤四郎議員、同じく賛成者、くまがいさちこ議員、同じく西岡一成議員、同じく堀武議員の御賛成を得まして、この意見書を出させていただきました。

提案は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

安全保障法制の慎重審議を求める意見書。

地方自治法第99条の規定に基づき、上記の提案を別紙のとおり提案をさせていただきます。

朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

安全保障法制の慎重審議を求める意見書。

政府は、集団的自衛権の行使を容認する内容を含んだ安全保障関連法案を提出いたしました。安倍総理大臣は、法案を提出する前から、この国会で法改正を成立させると表明したばかりでなく、自衛隊法、周辺事態法、国際平和協力法（PKO法）等、本来はそれぞれ丁寧に審議すべき10本の改正案を一つに束ねて提出し、審議を簡略化しようとしております。

戦後70年間、平和憲法のもと我が国が貫いてきた海外で武力行使を行わないという原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、結論ありきで法改正を強行しようとする政府の姿勢は容認できません。

集団的自衛権の行使を認める新3要件には歯どめがなく、我が国に直接武力攻撃がなくても、自衛隊による海外での武力行使を可能にします。新3要件は、便宜的・意図的であり、立憲主義に反した解釈変更です。政府が集団的自衛権を行使して対応しなければならないとする事例は、蓋然性や切迫性に疑義があり、集団的自衛権の必要性が認められません。したがって、専守防衛に徹する観点から、安倍政権が進める集団的自衛権は容認できません。

また、法案には国際平和のために活動する他国軍の後方支援の拡大、現に戦闘行為を行っている現場でない場所での活動の容認など、武力行使の一体化につながりかねない内容が盛り込まれております。国際平和支援法案では、自衛隊の海外派遣を国会が承認する期限を努力義務としており、国会審議を形骸化させかねません。

政府は、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命、財産、及び我が国の領土、領海を確実に守る観点から安全保障政策を構築する責任があります。政府には、安保法制に関する国民の疑問や不安を真摯に受けとめ、通常国会での改正成立にこだわらず、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるよう要請します。

これで朗読を終わりますが、皆さんの御賛同を得たいと思います。

提出先といたしましては、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大

臣 安倍晋三殿、内閣官房長官 菅義偉殿、外務大臣 岸田文雄殿、国土交通大臣 太田明宏殿、防衛大臣 中谷元殿。

以上、提案をさせていただきましたが、皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井でございます。

今、広瀬捨男議員のほうからこの意見書が出されまして、これは私もこの場では発言することは不適切かもしれませんが、意見書の内容は、当日いただいて審査しなければいけないことに対しましては、私自身も先ほどの認知症のこともそうですけれども、やはり先ほどの請願として出てきた所得税法56条のことなんかは、やっぱり前もって出されましたから勉強する期間が非常にあったというふうに思いますし、そのことにつきましては、やはり最終日の当日に審議をしなければならないことに対して、この案件は非常に当然でございますが、中身が非常に濃い問題でございます。そういったことで、先に申し上げさせていただきました、ちょっと御質問をしたいと思っておりますけれども、この安全保障法制の慎重審議を求める意見書、これは当然安全保障に関して慎重審議を求めることは当然のことだというふうに思います。慎重審議を国会でもしていただいておりますというふうに思うんですけれども、この内容の中でお聞きしたい点は、9行目でございます「我が国に直接武力攻撃がなくても、自衛隊による海外での武力行使を可能にします」という文言が入っております。このことについて、こういったことが可能になるということをこの法案の中に入っておりますのかどうかということをお聞きします。

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

審議中はなるべく静粛をお願いします。

○9番（広瀬捨男君） 若井議員の質問にお答えをいたします。

新聞紙上でもいろいろ書いてあるわけでございますが、憲法違反だというようなこともあります。

例えば、集団的自衛権行使などを盛り込んだ政府の安全保障関連法案について、憲法審査会

が6月4日、各党推薦の参考人が出席した3人の憲法学者全員が憲法違反だと明言をされておるわけでございます。

自民党などが推薦をされた早稲田大学の長谷部恭男教授は、集団的自衛権の行使が許されるという点について、私は憲法違反であるというふうに考えておるといことです。従来の政府見解の基本的な理論の枠内では説明がつきません。法的な安定性を大きく揺るがすものであると述べられております。自民党が推薦した学者まで法案を違憲だと明言している。いかに無理な理屈を重ねられた法案であると、与党みずからもう少し慎重に審議をしていただきたいと思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 若井君。

○13番（若井千尋君） 今、私の質問を確認させていただきたいと思うんですけど、国会においては慎重審議をしていただいておりますし、その中で、今、広瀬捨男議員がおっしゃいました与党が推薦した憲法学者も違憲であるというふうに述べたことは報道では存じております。

ただ、この法律を立案し決めていくのは、国会議員とか国の立法のことだと思いますので、私がお聞きしたのは、この意見書の中身で内容が大事だと思います。要するに、今、マスコミ等は本当に誰もが戦争を望んでおるようなことはないと思いますし、よく私ども公明党は平和の党の看板をおろすんかいうようなことを言われますけれども、平和の党でないような党はどこにあるのかと私はお聞きしたいわけなんですけれども、その中において、やっぱり不規則な発言であるとか拡大解釈、また感情的な議論が横行することに関しては、非常にこの法案を国民の皆さんにしっかり広くわかっていただくためにはマスコミが全てではないというふうに思うわけでございますけれども、その中でもう一度確認ですけれども、9行目でございます「我が国に直接武力攻撃がなくても、自衛隊による海外での武力行使を可能にします」というふうに書いてあります。これは本当にこの法案の中で、自衛隊が我が国に対する武力攻撃がない国に対して、そこの場へ出て行って武力行使をするということは可能になっているのかどうかということを確認したいと思うんですけど、お願いします。

○議長（小川勝範君） 発議者、広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 私もプロではございませんけれど、マスコミに騒がさせられておるわけじゃなくて、憲法自体の解釈も国会議員の方がいろいろするというのは、私は立憲主義に反していると思うんです。憲法に基づいて国会議員はやっていくべきだと私は思います。

それで、そんないろんな解釈を政府で決めていくというようなことは大変なことだと思う。政府がその都度変わったらどうするんですか。そんなことで外国に対して、立憲国である日本として本当に恥ずかしいと私は思います。

そういうことで、細かいことは別として、憲法の云々ということは政府で決めることじゃないと思うんです。立憲主義なんです。最終的にはあれであっても、解釈とかそんなものまでは、今までずっと培ってきたものと違っておるように思います。以上であります。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 当然、私どものほうは憲法の解釈のもとでこの法案を通しておるといふふうに思っておる。ですから、今、広瀬議員がおっしゃいましたことは事として、くどいようですが、私がお聞きしたのは、この平和憲法の中に、この9行目の文言が入っておるのかどうかということを確認させていただいておる質問ですから、このことをお答え願いたいと思います。

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君、登壇して説明してください。

皆さんも静粛をお願いします、審議中でございますので。

[「こっちがしゃべったときだけ注意するのはやめてください」の声あり]

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 若井議員の質問にお答えします。

集団的自衛権の行使ということで今も朗読したこともあるんですけども、その集団的自衛権というのが問題だと思うんです。集団で自衛する、やっぱり自国を守るのは今までどおりの解釈で、やっぱり自己防衛ということは必要ですね。

集団的にどこのところがやっても、例えば、自分に関連することだけでもあれなのに、戦争をやって、どこかの国がやりだしたらすぐ一緒に行かんならんと。そんなことは解釈で、先ほど言ったように、憲法学者でもおかしいと言っているぐらいですから、そういう点で私はそういうことだと解釈します。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 若井君。

○13番（若井千尋君） どうしても自分の聞いておる質問に対するお答えが、自分は理解できないので、休憩を求めます。

○議長（小川勝範君） 今、若井千尋君から休憩動議がかかりましたので、議事の都合によりまして暫時休憩いたします。休憩中に討議してください。

休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時51分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま若井君から答弁の内容がはっきりしないということで休憩動議がかかりました。

広瀬捨男君、きちっと答弁してください。

○9番（広瀬捨男君） 議長に発言の許しを受けましたので、若井議員の質問に対して回答させていただきます。

意見書の中にも書いてはあると思いますが、やはり先ほど言ったように、我が国に直接集団的自衛権の行使を認める新3要件、歯どめがなくなって、我が国が直接攻撃されなくても自衛隊等による武力行使を可能にするという懸念があるもので、そのことは私が言ったように慎重審議をして、そして決めてくれという意味なんですけれども。

先ほど、読みかけている途中であれですけど、政府が集団的自衛権を行使して対応しなければならぬという、例えば、事例とか蓋然性とか、いわゆる確からしいところがない、疑義があるから、それを十分国会で審議をしてくれということの意見書でございます。そういうことでよろしいでしょうか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） この内容が本当に大事であるということは当然のことだというふうに思っておりますので、私は1点、自衛隊による海外での武力行使を可能にしますというふうに言い切っているわけですから、このことを意見書の中で、どういうふうな形で我が国は攻撃をされていないのに自衛隊が海外において武力行使をするということをうたっているわけでございますので、そのことをお聞きしたいわけでございますけれども。

[「そんなことはあり得るわけない、100%」の声あり]

○13番（若井千尋君） そう思っているから書いてあると思うんですけれども。

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

皆さん、静粛をお願いします。

提出者ははっきり答弁してください。

○9番（広瀬捨男君） 先ほどもちょっと読みましたんですけども、くどいようですけども、この意見書の案に書いてあるように、私の考え方としては今いろいろと国会等々で審議をしているわけでございますけれども、やはりいずれにしても集団的自衛権の行使を云々、事例を述べているわけですね。それで、やはり蓋然性というか、はっきりしないということが疑義があるから、やはり集団的自衛権の必要性が云々と、今いろいろと問題になっているわけですが、いずれにしても、そういうことも含めてもう少し事例もきちっと、こういうときはこういうふうにするんだというふうにはっきり安倍さん自体も、閣僚自体がきちっと具体例がないということで、蓋然性や切迫性、そんなことの危機が出るんだというけれど、具体例がないとか、そこに疑義があるということで、先ほどの政治的にいえば、憲法学者もそう言うということですから、自民党が推薦された人も憲法違反だということを言われるくらいだから、いわゆるきち

つとした事例を言わないからそういうことだということだと思えますけれども、よろしくお願  
いします。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） もう1点だけ。

どうしても答弁が私には理解できないんですけども、その前に話がありましたけれども、  
集団的自衛権の行使を認めると新3要件には歯どめがなくという文言がございます。これは新  
要件、私ども公明党も国会のほうでしっかりとこのことに対して審議をさせていただいておる  
わけでございますけど、5月26日の本会議で、私どもの佐藤国会議員が、自衛の措置の限界と  
して法案に明記された新要件が他国防衛を含むかどうかについて政府にただしたわけですが、  
このときの安倍晋三総理の答弁は、新要件のもと、我が国が用いる武力の行使は、あくまでも  
我が国存立を全うし、国民の平和な暮らしを守るため、すなわち我が国を防衛するためにやむ  
を得ない自衛の措置として認められる。国連憲章51条で認められている集団的自衛権の行使、  
一般も認めるものではなく、また他国の防衛、それ自体が目的とする集団的自衛権の行使を認  
めるものではないというふうに言及されております。

このことに対しまして、今、新要件が歯どめがないというふうに意見書の中には書いてある  
わけでございますけど、この話法を進めさせていただく意味において、私ども公明党としては  
この3要件でしっかり歯どめがかかっているというふうに思っておるわけでございます。いわ  
ゆる解釈の違いだというふうに思うわけでございますけれども、先ほどから質問させていただ  
いておるように、自衛隊が海外に行つて武力行使が可能になるかどうか、このことに関しまし  
てはそう思っていないわけでございますので、広瀬議員のほうからはこのことは可能になる  
というふうに明言していただければ、また次の議論になっていくかというふうに思います。以上  
です。

○議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

○9番（広瀬捨男君） 若井議員の質問に答えたいと思いますが、ちょっとすれ違つておるとい  
うことですが、いずれにしても、先ほど言いましたように、解釈とかいろんなことが自  
民党さんも含めて当然公明党さんもやってみえるわけですので、確かに納得はいかないところ  
はあると思えますけれど、とにかく具体的な例がないということですね、集団的自衛権が発動  
する場合の。それが何か非常に溝になっているんだと思います。

詳しいことはまだわかりませんが、この意見書で、自分の思うところを述べたつもりなんで  
すが、もう特定の国と約束をした、それは政治的なことは言うことではないんですけど、いず  
れにしても疑義があるということですから、はっきりしていないということです、事例が。自  
分が危ないと弾が飛んでくる自衛権じゃないんですから、集団的で守ろうということですね

ども、その国も明らかにされないということで、上手に表現ができないけど、私は意見書の中で、そういうことがあるから長くいろいろと国民にも説明できるために、そういう事例をきちっと言ってもらおうと、公明党さんも与党のほうですから、当然それは大事なことだと思いますので、具体例を言ってもらおうということが一番いいことだと思いますけれど、よろしくお願ひします。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 議席番号6番 庄田昭人。

安全保障法制の慎重審議を求める意見書について反対をさせていただきます。

先ほどから質疑の中で、若井議員も言われております9行目「我が国に直接武力攻撃がなくとも、自衛隊による海外での武力行使を可能にします」この1文については、しっかりとした答弁がなかったようでございますが、この部分については日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある事態のときには行使が可能ということでありますので、この部分とは全く違うことであります。

さらに、自衛隊法を改正し、そうした事態の際には自衛隊が防衛出動し、武力の行使ができるというふうにさせていただくということを聞いております。要するに、日本と日本の友好国がピンチなときということでありますので、この部分の1文は少し解釈が違うんではないかなと、その部分については積極的平和主義の旗を高く上げ、世界の平和と安定はこれまで以上に貢献していくというということを報告されておりますので、この部分については反対をせざるを得ないと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

発言中はできるだけ静かにしてくださいよ、皆さん。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成であります。

この集団的自衛権の問題だけは、どんなことがあっても、体を張ってでも反対をする。戦争

にかかわるからなんです。日本が第2次大戦によって、もう二度と戦争はしないということで、武力によって平和を守れなかった、こういう立場から第9条で戦争放棄、それから武力も放棄した、交戦権も放棄した、こういうふうに決めたんですね。いろんな政府、自民党のこれまでの解釈にも変遷がありますけれども、基本的には内閣法制局を含めて日本国憲法第9条においては、国連憲章第51条によって集団的自衛権はあるけれども、日本国憲法9条はそれを否定している。この間の総括質疑のときにも読ませていただきました。

砂川判決が1959年12月に出た、その3カ月後の参議院の予算委員会において、安倍総理の祖父に当たる岸信介総理が、日本は集団的自衛権は持っていない解釈をする、こういうふうに明言をしておるんですよ。それからずっとその解釈をやってきました。私も1967年から政治活動に入りまして、1970年の安保闘争も戦いました。三里塚の戦いにも参加をしてまいりました。まさにそういう意味では平和に対しては体を張って戦う。沖縄の2紙は潰れてもいい、こういう発言がありましたけれども、沖縄2紙は二度と戦争をしてはいけない、その戦争につながるような記事を書いてはいけない、こういう立場でずっと頑張ってきた。それが政府に対する批判であったとしても、それをぶっ潰せばいいというようなことが自民党の本部の会議室でまかり通るような世の中が来てしまった。それをとめることができなかった。非常に危機感を持っている。

ですから、これまでの第9条の解釈からしても、本来であれば憲法96条にのっとって憲法改正をすればいいんです。そのための国民投票をすればいいんです。それが憲法による適正な手続なんです。もっと言えば、99条では公務員の憲法尊重擁護義務という規定があるんです。時の政府が勝手に集団的自衛権があります。自国と密接に関係している国が攻撃をされたならば、自国が直接攻撃をされていないにもかかわらず、それを自国への攻撃であるとして反撃をする権利である、これが集団的自衛権であります。

だから、アメリカが世界中どこにでもいるんですよ。日本の近海だけにいるんじゃない。全世界中にいて、どこで米軍が攻撃されるかわからない。もっと言うと、アメリカが言っています。アメリカがずっと先制攻撃論というのを持っておる。攻撃されなくても攻撃をする、先に、こういう軍事戦略をずっとアメリカは持っておるんです。そうすると、世界中のどこで戦争が勃発するかもしれないとすると、自分の3要件、これは時の政権が解釈するんですよ。こんな新3要件、全然絞れていないですよ。物すごく曖昧ですよ。誰が判断するんですか、これを。本来であれば憲法だ。憲法は最高法規なんだ。総理大臣も国会議員も憲法を守らなければいけない。それが憲法で規定された手続も踏まずに、時のある内閣が勝手に解釈を変更する。自民党が圧倒的に支持された。だから、それで賛成だ。違いますよ。

共同通信が5月に調査をやっています。81.4%の国民が集団的自衛権の説明、政府は足りないと言っています。もっと調査があります。自民党を支持された人が集団的自衛権反対、マイ

ナンバー制度も反対、こういう人のほうが多いんですよ。安倍さんは誤解をしてはいけない。自民党がたくさん票をいただいたから、自民党の政策がそれぞれ支持をされている、実態はそうではないんです。そこのところを安倍さんはむちゃくちゃ言うておる。もう事実を反したことをむちゃくちゃ言う。だから、そういうことを国会、さらには県議会、それから市町村議会が見過ごしてしまつては、また新たな戦前が始まっている、戦後じゃないというふうに私は思います。

95日間延長したから慎重審議、そういうもんじゃない。今までの審議内容がどうであったか、何回やっても結論しか言わない。結論しか言わない。慎重審議じゃないですね。ですから、もう答えが先にあつて、結論だけを押しつける、数の力で。こういうことは私はどんなことがあつても反対していかなくちゃいけない。自分たちの子供や孫のために、戦後一番平和が危ないこの時期に、ちょっと待った、この国会で採決を何もしなくていいじゃないか、こういう声を日本全国から上がらなかつたら、はっきり言つてもうおしまいです。

だから、私はそういう意味において、戦争につながるきな臭いにおいだけは絶対にとめなくちゃいけない。そういう立場です。あと細かいことは、いろいろ法案の内容についてはありますけれども、これだけ申し上げて、私のこの意見書に対する賛成討論にかえさせていただきたい、そう思います。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番、公明党の若井でございます。

今、この安全保障法制の慎重審議を求める意見書というタイトルの名のもとに、まさにこの法案が反対をされたほうがいいのではないのかなというような内容の部分のような意味合いに受けとめられます。要するに、廃案を求められるのであれば廃案を求められたほうがいいのかなというふうに、議論がしやすいような感じもします。要するに、この意見書のタイトルは、安全保障法制の慎重審議を求めるといふ、これは今は全国でもいろんな自治体からもこういった形で意見書、いろいろ内容が非常に聞いてみますと違った部分がございます。

例えば、与党が出しておられる慎重審議の内容であるとか、またそういったことに関しても判断基準が非常に違うというふうに思うわけでございますけれども、西岡議員のおっしゃったようなところまで掘り下げて、要するに、じゃあ、この法案をなぜ整備しなければいけないのかと私なりに考えると、やはり今の、もちろん憲法のもとに国家があるわけでございます。そして、特に9条、私たちも中学校のころから暗記させられて勉強したわけでございますし、まづもつてこの瑞穂市においては平和都市宣言をされておるわけでございます。要するに、誰も戦争を好んで求めるというような内容ではないわけでございまして、そういった部分では、意

見書の内容に関してしっかりと審議をしていかなければいけないということを思いまして、先ほどお伺いしました発議者である広瀬捨男議員に自衛隊による海外での武力行使が可能になるという文言に対して質問をさせていただいたわけですが、そのことに関しては明確な御答弁がいただけなかったような気がします。

さらに、6月22日、国会においては、24日までの会期、これを大幅に95日の会期延長が決まりまして慎重審議はされておると思います。西岡議員は慎重審議はなされていないというふうにおっしゃいましたが、この問題に関してはどれだけ慎重審議しても答えがこれだということはないというふうに思っております。いろんなことで日本の国を守る、世界的な立場からこの日本だけがこれでいいということはないというふうに思いますし、またこの意見書の中に、先ほどから話しておるような部分、これは私どもの公明党を支持していただいております著名な方からの御意見でございますが、自衛隊が外交努力もなしに中東地域に出動し、軍事行動をすることなどできることがないと、これは関係者が過激な発言は慎むべきだというふうに言っておるわけですが、要するに私ども公明党は、国会の審議なくして自衛隊の派遣がないというふうにこの文言を取りつけたわけでございます。

いずれにしましても、今お話ししましたこの意見書の内容を見せていただきまして、まだまだ勉強する余地はあろうかと思っておりますが、いずれにしましてもタイトルは慎重審議を求めるといふ意見書でございます。その中に「我が国に直接武力攻撃がなくても、自衛隊による海外での武力行使を可能にする」といふような文言が書いてある以上、この意見書の中身には賛同するわけにはいきません。

いずれにしましても、国会でも審議されておると思いますし、ただただ解釈の違いだけで判断することではないというふうに思いますので、また国会の審議を待ちまして、それに対してしっかりと自分なりの意見を述べさせていくようにこれからも努力してまいりますので、いずれにしましても、この内容に関しましては賛成することができないということで反対討論をさせていただきます。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1番（森 治久君） 議席番号1番、この意見書に賛成の立場で発言をさせていただきます森治久でございます。

先ほど若井議員のほうより、「我が国に直接武力攻撃がなくても、自衛隊による海外での武力行使を可能にします」といふ一文、これはまさしく庄田議員が反対意見で申し上げられましたとおり、日本の同盟国、もしくは密接な国が武力攻撃を受け、まさしく今、同盟国もしくは密接な友好国が攻撃を受けて、例えば戦艦であるならば戦艦が沈没するというようなときに、

日本はそれを見過ごすのではなく、自国が次には攻撃を受けるのだということに対する危機意識の中、攻撃をすることは可能であるとおっしゃられております。まさしく、私はこれはもともと安全保障関連法案は解釈の違い、一言で解釈の違いと言えば見解の違い、また価値観の違い、いろんなことがあると思いますが、私はこれは抑止力につなげる、これは安倍総理も常々日本が戦争に巻き込まれないためにも、このような関連法案を成立させて抑止力を高め、日本の国民の生命・財産または日本の国土、領海を守るというようなことを申し上げられております。これは今、国民が疑問に思っておるのは、政府与党と、また野党との議論がかみ合わない中、これはかみ合わないのは解釈の違い、抑止力になると言われる安倍総理と、いやいや抑止力になるんじゃない、その法案が成立したことによって戦争に日本は巻き込まれるように今以上になるんだという解釈の違い、それがまさしく国民が不安になっている現状であるという中から、私は国会議員が審議していただいておりますが、それは役職上、私たちが選んだ立法国日本においては国会議員が法律の改正等々を評論家であったり、学者であったり、憲法学者であったりというものがするのではなく政治家がする。それはまさしく国民の選んだ私たち政治家でございますので、その政治家がしっかりと国民にわかりやすく、また解釈のとおり方によって大切な日本、国民の生命・財産、また国土、領海が守られる、いつまでも安全に安心しておられるようなためには、その解釈ではなく、結果がこうなるんですよというところがわかった上で法改正をしていただくためにも、しっかりと慎重な審議を今以上にさせていただき、国民が新聞、またはテレビ報道で見られるものが疑問であったり、疑念であったりというようなものでない中までの慎重審議をお願いしたいという考えから、この意見書に賛成をさせていただきます。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

〔「賛成討論を求めます」の声あり〕

○議長（小川勝範君） はい、今までの流れを言います。

反対があつて賛成です。賛成があつて反対なんです。一応そういう流れでいきます。

〔「今までは認めています」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決いたします。

発議第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第6号は否決されました。

---

### 日程第13 議員派遣について

○議長（小川勝範君） 日程第13、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を会議規則第169条の規定により提出しております。内容等については3件でございます。

大岩事務局長から説明をいたします。

○議会事務局長（大岩清孝君） 議長にかわりまして、3件説明させていただきます。

まず1件目は、平成27年7月3日に岐阜県市議会議長会の主催により議長会議及び講演・情報交換会が関市役所及び関観光ホテルで開催されるため、議長に同行して会議に出席する副議長を派遣するものです。

2件目は、平成27年7月3日、ふれあい福寿会館において開催される市町村議会議員セミナーに、研修センターで受講決定された人数により議員を派遣し、市町村議員のための災害時における議会の対応について理解を深めていただきたいと思います。

3件目は、今年度、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員短期研修会に、研修所で受講決定された人数により議員を派遣し、社会保障制度や財務、予算、防災、議会改革などについて理解を深めていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 以上、3件につきまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合、議長に一任願います。

---

### 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（小川勝範君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

委員長から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申出書が提出されました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第15 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（小川勝範君） 日程第15、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

星川睦枝君と広瀬時男君がもとす広域連合議会議員を辞職したことにより、現在、もとす広域連合議会議員に2人の欠員を生じています。よって、地方自治法第291条の5第1項及びもとす広域連合規約第8条の規定により、もとす広域連合議会議員の選挙が必要であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項により指名推選としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定をいたします。

お諮りします。指名の方法については、私議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をいたします。

もとす広域連合議会議員に、庄田昭人君、河村孝弘君を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方をもとす広域連合議会議員の当選人に定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、庄田昭人君、河村孝弘君がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいまもとす広域連合議会議員に当選されました庄田昭人君、河村孝弘君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

---

#### 閉会の宣告

○議長（小川勝範君） これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

平成27年第2回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時27分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年7月2日

瑞穂市議会 旧議長 若園五朗

議長 小川勝範

旧副議長 清水治

副議長 広瀬武雄

議員 広瀬捨男

議員 古川貴敏